

保有個人情報の開示請求等に係る審査請求の概要について

1 審査請求とは

処分を受けた者が、処分をした行政庁を指揮監督する立場にある行政庁に、処分の取消しを請求する制度です。

2 審査請求の特徴は

- ・簡易迅速な手続きにより国民の権利利益を救済することができる
- ・費用がかからない
- ・処分の違法性の有無だけでなく、不当性の有無についても審理することができる
- ・行政が自ら処分を見直すことで、行政の適正な運営を確保することができる

3 保有個人情報の開示請求等に係る審査請求の対象となるものは

- ・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づく保有個人情報の開示請求等に係る処分（部分開示決定、不開示決定等）
- ・徳島市情報公開条例（平成 19 年徳島市条例第 1 号）に基づく公文書の公開請求に係る処分（部分公開決定、非公開決定等）

※制度に対する不満や制度の改正・廃止を求めるものは、審査請求の対象となりません。

4 審査請求を行うことができる者は

- ・処分を受けた本人
- ・処分を受けた本人以外で、処分により著しい不利益を受ける（おそれのある）者

※代理人に委任して審査請求することもできます。（委任状が必要）

5 審査請求ができる期間は

- ・処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内
- ・処分があった日の翌日から1年以内

※上記期間を経過すると、審査請求はできなくなります。（ただし、経過したことに正当な理由があれば、審査請求ができます。）

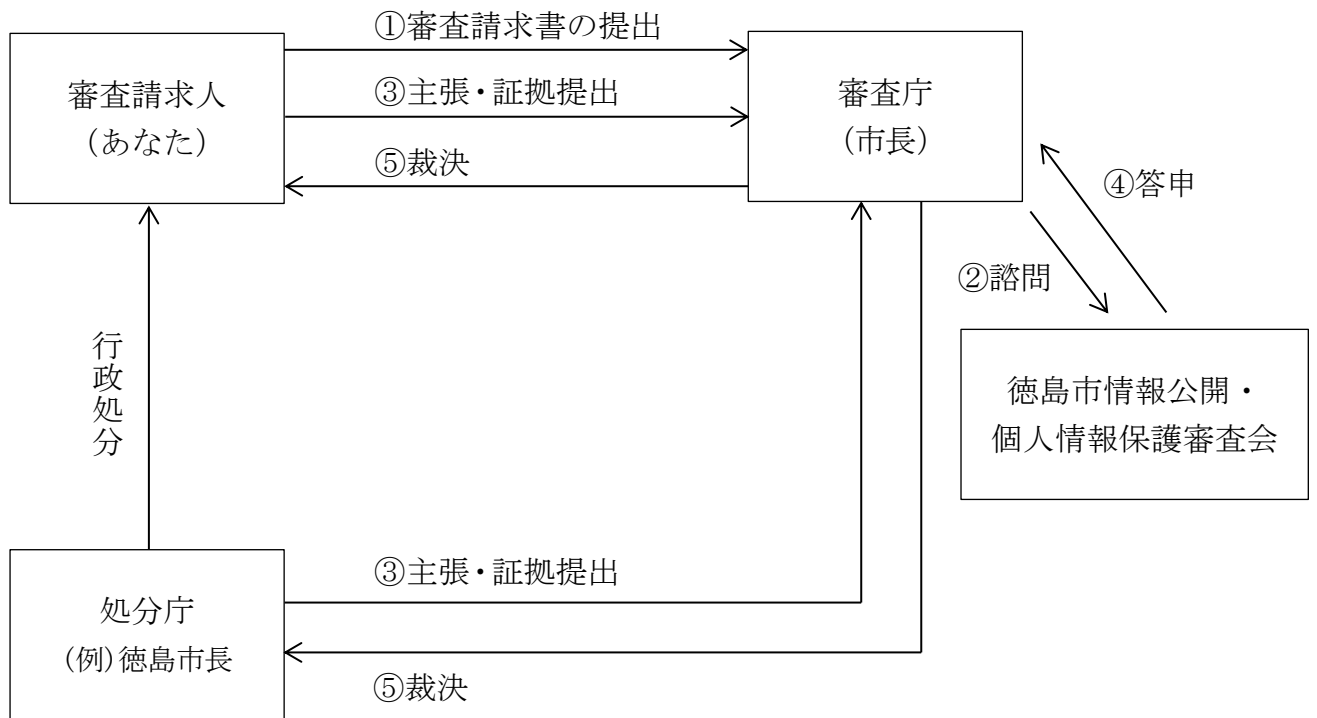
6 審査請求先は

文書で処分がされた場合は、審査請求ができる旨及び審査請求先が記載されています。

7 審査請求の流れ

別添のとおりです。

○保有個人情報の開示請求等に係る審査請求の流れ



※「①審査請求書の提出」を受けてから、徳島市情報公開・個人情報保護審査会における審査等を踏まえ、120日後までに「⑤裁決」を行います。
(裁決までの期間は標準的なものであり、120日を超える場合があります。)

○審査請求に係るそれぞれの役割

- (1)審査庁…審査請求書の受付を行い、審理手続を行うとともに、徳島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、答申を得て裁決を行います。
- (2)徳島市情報公開・個人情報保護審査会…有識者から成る第三者機関であり、公正・中立な第三者の立場から処分の適法性や妥当性を審査します。

○裁決とは

審査請求に対する審査庁の回答で、審査庁の最終的な判断を示したもの。
裁決には、却下裁決、棄却裁決及び認容裁決がある。

- (1)却下裁決…審査請求が、法定の期間経過後にされた場合や行政庁の処分に対する不服では無い場合等に行われる裁決。
- (2)棄却裁決…審査請求の対象となった処分が違法又は不当のいずれでもない場合に行われる裁決。
- (3)認容裁決…審査請求の対象となった処分が違法又は不当であるため、当該処分の全部又は一部を取り消す場合に行われる裁決。